



旭川ごみ通信 第32号



「旭川ごみ通信」では、ごみに関する情報を、町内会の皆様にお届けします。



年末年始のごみ収集について

一部の地域を除き、12月30日（水）から1月4日（月）までごみ収集を休みます。収集が休みの日は、ごみステーションにごみを出さないでください！

平常どおり	収集は休み（一部地域を除く）		平常どおり
	全地域収集休み	※一部地域のみ収集	
12月29日（火）まで	12月30日（水）～1月3日（日）	1月4日（月）	1月5日（火）から

※1月4日（月）は月・木曜日に「燃やせるごみ」の収集を行っている地域（家庭ごみ分別収集カレンダーパターン2-A, 2-B, 3-A, 3-B）のみ「燃やせるごみ」を収集します。

ほかの地域の収集は休みます。



※収集日以外にごみを出されると、散乱や除雪の妨げとなり、周囲にお住まいの方が大変迷惑します。

「平成27年度版 家庭ごみ分別収集カレンダー」を確認して、収集日は必ず守りましょう！

※せん定枝、粗大ごみの収集及び受付は、12月30日（水）から1月4日（月）まで休みます。

ごみ収集休みの期間は「ごみ相談」も休みになりますので、御了承ください。

●旭川市廃棄物処分場に自己搬入される方へ●

旭川市廃棄物処分場の開設
休業日：日曜日，1月1日～3日
開設時間：月～土 午前9時～午後5時
祝日 午前9時～午後3時



年末年始の開設状況	
12月31日（木）	平常どおり
1月1日（金）～1月3日（日）	休み
1月4日（月）	平常どおり

※ ごみを運ぶ時は、飛散しないように必ずシートをかけてください。

※ 引越しや大掃除で出る一時的多量ごみを搬入する際は、「粗大ごみ」「燃やせないごみ」「燃やせるごみ」「資源物」への分別が必要です。詳細は次の各施設へお問い合わせください。

お問合せ	●「年末年始のごみ収集」に関すること	旭川市クリーンセンター（電話36-2213）
	●「処分場への自己搬入」に関すること	旭川市廃棄物処分場（電話59-4646）

回														
覧														

年末年始のし尿収集は12月30日（水）から1月4日（月）まで休みます。



1月5日（火）から平常どおり収集します。年末年始は収集が混み合うことが予想されます。お早めに収集業者にお申込みください。



●冬期間のし尿収集についてのお願い●

除 雪	凍結防止	留守にする場合は
 <p>あらかじめ便槽の周りを、除雪しておいてください。</p>	 <p>し尿が凍ると収集できません。御注意ください。</p>	 <p>申込みの時に料金の支払い方法を収集業者にお知らせください。</p>

【担当】旭川市環境部廃棄物処理課 浄化管理係 電話25-6356（直通）

し尿収集の担当地域（お住まいの地域の業者に直接お申込みください）	申込先
常盤町、旭岡、本町、旭町、大町、川端町、錦町、北門町、近文町、緑町 東光1～9条、高砂台、神居町(忠和・神岡・神居古潭・豊里・西丘・春志内・台場) 忠和各条、台場、台場東、南が丘、春光各条、春光町、花咲町、住吉、南	(有) 小林 清掃 運輸 電話 22-3883
神楽、神楽岡、神楽岡公園、西神楽、西御料、緑が丘 旭神町、旭神各条、宮前、東光10～27条	(株) 神 楽 清 掃 電話 61-6003
春光台、永山各条、永山北、永山町、末広・末広東、東鷹栖、東旭川、工業団地 江丹別町、神居各条、神居町(富沢・雨紛・上雨紛・共栄・神華・富岡) 宮下通、1～11条通、曙、亀吉、各条西、流通団地、豊岡 金星町、東各条、パルプ町、大雪通、新富、秋月、新星町	(株) 旭 川 浄 化 電話 62-2600

ガス缶・スプレー缶をごみに出す場合は穴を開けずに出してください。

ガス缶等を中身が残ったまま排出されますと、収集車の火災事故の原因となるため、中身を使い切り、屋外など風通しの良い場所で、できるだけ穴を開けてから排出していただくようお願いしてきましたが、屋内で穴あけをした場合、残っているガスに引火して火災事故となるおそれがあることから、平成27年10月1日以降は中身を使い切り、穴を開けずに排出していただくことになりました。

なお、ガス缶等は、これまでと同じく、透明又は半透明の袋に入れて、「燃やせないごみの日」に排出してください。

ガス缶・スプレー缶の出し方



収集車及び処理施設での火災の原因にもなりますので、**中身を使い切り**、**穴を開けず**に透明又は半透明の袋に入れてください。



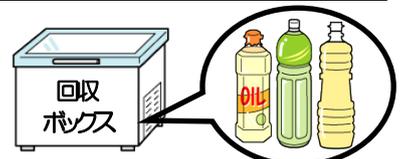
お住まいの地域の「燃やせないごみ」の日に指定袋とは別にしてごみステーションへ出してください。
緑色の指定袋には絶対入れないでください。

廃食用油の回収拠点の廃止及び追加のお知らせ

●平成27年11月末現在、次の廃食用油の回収拠点が廃止及び追加になりました●

	名 称	所在地	備考	電話番号
廃止	(有)中川石油 9条SS	9条通14丁目	ENEOS	
追加	ホクレンショップ 豊岡店	豊岡3条4丁目	ホクレン商事	37-8700

市内36か所の廃食用油の回収拠点では、ペットボトル等の容器による回収を行っています。持ち込む際に使用した容器をそのまま回収ボックスに入れてください。（各回収拠点の営業時間内にお申込みください。）
回収拠点一覧は家庭ごみ分別収集カレンダーを御参照ください。



【ガス缶・スプレー缶等の排出に関するお問合せ】旭川市クリーンセンター 電話36-2213

ごみ適正排出協力員研修会を開催しました

平成27年10月22日に、ごみ適正排出協力員に登録されている方を対象とした研修会を開催し、35名の協力員に御参加いただきました。

協力員の活動内容などについて理解を深めていただくとともに、各協力員から貴重な御意見や御質問をいただきました。

○主な意見等は次のとおりです。

- ・協力員の腕章や協力員証があることで、ごみステーション等の巡回などの協力員としての活動がスムーズに行えるようになった。市としては、さらなる制度周知をお願いしたい。
- ・排出マナーの悪い共同住宅の対策について。
- ・他地域から持ち込まれるごみの有効な対策について。
- ・ごみステーションの設置場所に関する事。
- ・違反ごみ対策に関する事。
- ・紙製・プラスチック製容器包装の分別について。
- ・ごみ処理費用や有料指定袋等の歳入について。

○各意見・質問は今後の「ごみ適正排出協力員制度」の参考にさせていただき、制度の充実を図って参ります。



ごみ適正排出協力員制度について

～違反ごみのないきれいな街づくり～
ごみ適正排出協力員に登録しませんか！？

～ごみ適正排出協力員制度とは？～

家庭ごみの適正な排出及び減量、資源化、環境美化の促進に関する地域の自主的な活動を推進するための制度です。

今まで町内会が自主的に行ってきたごみに関する活動を市と地域との協働によって、活動のノウハウや情報を交換し、地域のごみ出しマナーの向上を支援します。

主な活動内容

- ・ごみ出しルールの普及啓発に関する事
- ・ごみの減量や資源化の促進に関する事
- ・地域における環境美化の促進に関する事
- ・地域住民からのごみに対する意見、要望等の連絡調整に関する事

随時募集中！！

登録方法

ごみ適正排出協力員登録申請書に御記入の上、提出していただきます。

申請書提出・お問合せ

旭川市クリーンセンター 地域環境係

電話：36-2213 FAX：36-4239

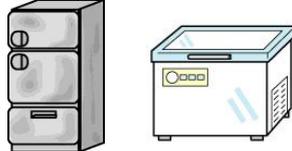
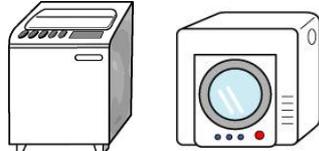
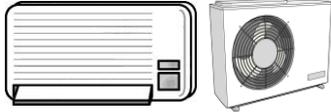
〒078-8208 旭川市東旭川町下兵村3番地の5



ご存知ですか！？家電リサイクル法（正式名称「特定家庭用機器再商品化法」）

家電リサイクル法とは、排出された家電製品のうち、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの部品や材料をリサイクルし、廃棄物の減量と資源の有効利用を推進するための法律です。

●対象品目●

テレビ (ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（室外機含む）
			

上記の対象品目はごみステーションに排出することや、旭川市廃棄物処分場へ持ち込むことはできません。また、分解して捨てることもできません。

●リサイクル料金について● ※平成27年11月末現在

品目	リサイクル料金（税込み）	
テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）	小（15型以下）	1,836円
	大（16型以上）	2,916円
冷蔵庫・冷凍庫	小（170リットル以下）	3,672円
	大（171リットル以上）	4,644円
洗濯機・衣類乾燥機	2,484円	
エアコン	1,404円	

※テレビのインチ数が御不明な場合は、目安として画面の斜めの長さが38.1cmより長いと16型以上となります。ただし、一部の製品は画面が枠に隠れている場合がありますので、正確な画面サイズや冷蔵庫・冷凍庫の内容積(リットル数)は付属の取り扱い説明書や、各製造メーカーに御確認ください。

また、上記と異なるリサイクル料金を設定しているメーカーもあります。メーカー別のリサイクル料金は、(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター（電話 0120-319-640）で確認できます。

●郵便局でのリサイクル料金支払方法●

(1)リサイクル料金の確認等に必要となりますので、事前に次の情報を確認してください。

① 製造メーカー ② テレビの場合は画面サイズ(インチ数) ③ 冷蔵庫・冷凍庫の場合は内容積(リットル数)

(2)郵便局窓口で家電リサイクル券を入手し、所定事項を記入してください。

(3)上記(1)の情報に基づき、リサイクル料金を確認し、家電リサイクル券に付いている振替払書を用いてATM

または窓口で、リサイクル料金を振り込んでください。
(振込手数料が必要です。また、必ず、振替払受付書に郵便局の日付印をもらってください。)

●処分をする場合●※電話番号のお掛け間違いに御注意ください。

処理方法	処理費用
買換えの場合	新しい製品を購入する販売店に引取義務があります。購入時、または購入後に販売店に処理を依頼してください。
処分のみの場合	処分しようとする製品を販売した販売店に引取義務があります。購入した販売店に処理を依頼してください。
・購入した販売店が廃業してしまった ・引越し等で購入した販売店が遠方である など、処分しようとする製品を購入した販売店等に処理を依頼できない場合	【1】市（クリーンセンター）に処理を依頼する。 電話（36-2177）で申込みをして、収集日や処理手続き等を確認後、郵便局でリサイクル料金を支払い、大手スーパー等で収集・運搬手数料シール（2,800円）を購入してください。 ※収集時に書類等の手続のため、立会いが必要です。
	【2】市指定の許可業者に処理を依頼する。 旭川清掃事業協同組合（36-8003）で、収集日や処理手続き等の確認をしてください。
	【3】メーカー指定引取所へ持ち込む。 郵便局でリサイクル料金を支払い後、下記のメーカー指定引取所にお持ち込みください。
	※クリーンセンターに依頼する場合の収集・運搬料金は1点につき2,800円です。 ※収集・運搬料金は、販売店、許可業者によって異なります。
上記【3】のメーカー指定引取所	リサイクル料金のみ

①札幌通運(株)旭川支店 (永山北1条7丁目38番地 48-2101)
 ②(株)鈴木商会道北支店 旭川事業所 (永山北4条6丁目1番3号 47-0000)

